

お薬のしおり

No.181 (H29.4)

東京医科大学病院 薬剤部

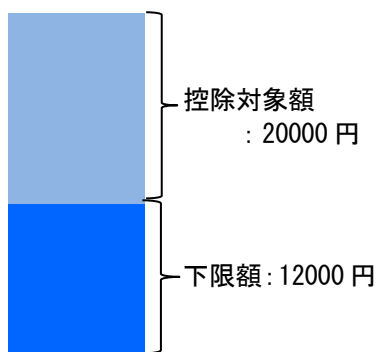
セルフメディケーション税制について

みなさんは、2017年1月1日から対象の医薬品購入に対する新しい医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）というものが始まったことをご存知でしょうか？

セルフメディケーション税制とは、2017年1月1日から2021年12月31日の各年において、対象となる医薬品の合計購入額（生計を一にする配偶者・親族を含む）が年間 12,000円 を超えるとき、その超える部分の金額について、所得控除を受けられる制度です（但し、上限額は88,000円）。

減税額は控除額に所得税率をかけた額と、控除額に個人住民税率をかけた額の合計額が目安となります。

《対象医薬品を1年間で32000円購入したとき》



控除金額 : $32000 - 12000 = 20000$ 円

- ・所得税の減税額 : $20000 \times \text{所得税率} = ①$
 - ・個人住民税の減税額 : $20000 \times \text{個人住民税率} = ②$
- ⇒減税効果 : ①+②

※所得税率、個人住民税率は個人により異なります。

●対象となる医薬品は？

対象となる医薬品は、医師によって処方される医療用医薬品からドラッグストア等で購入できる OTC 医薬品へ転用された医薬品、いわゆるスイッチ OTC 医薬品です。対象医薬品は、厚労省 HP に掲載されています。また、購入した際のレシートに税制対象である旨が明記されているほか、対象商品の包装に控除対象を示す識別マークが記載されているものもあります。

セルフメディケーション
税 控除 対象

●対象となる人は？

以下の3つの事項の全てに該当する人が対象となります。

- 所得税、住民税を納めていること。
- 1～12月の1年間に健康の維持増進および疾病の予防への取組として、①特定健康診査、②予防接種、③定期健康診断、④健康診査、⑤がん検診のうち、いずれか1つ受けていること（会社での定期健康診断なども含まれます）。
- 1～12月の1年間で、対象となる医薬品を12,000円を超えて購入していること。（生計を一にする配偶者・親族を含む）

●確定申告の時に必要なものは？

この特例は、2017年分の確定申告から適用されます。確定申告の際に必要なものとしては以下の書類になります。

- 1月1日～12月31日の1年間で、対象となるOTC医薬品の購入合計金額がわかるレシート（領収書）等の証明書類
- その年中に一定の健康診査や予防接種等を行ったことを明らかにする書類（領収書、結果通知表等）
- 会社などに勤めている人は給与所得の源泉徴収票

●注意点は？

従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制を同時に利用することはできません。そのため、医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらを適用するかは、対象者自身がよく考え選択する必要があります。

下記に減税額の目安がシミュレーションで計算できる、日本一般用医薬品連合会HPのURLを記載しましたので、どちらの医療費控除制度を選択したらよいかの参考に使用してみてください。

また、OTC医薬品を購入した場合のレシート（領収書）をこまめに保管しておく習慣をつけておくと良いでしょう。

厚生労働省HP：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/O000124853.html>

日本一般用医薬品連合会HP：<http://www.jfsmi.jp/lp/tax/>

お薬のことでご不明な点やご不安な点がある場合には、
医師又は薬剤師までご相談ください。

